

第三〇〇〇四〇九四号

# 認定証

東京都港区西新橋一丁目六番一三号

株式会社

第一サービスソリューションズ

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和二年一月一六日から

令和七年一月一五日まで

東京都公安委員会

